

奥州市上下水道事業告示第8号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により公金の徴収又は収納に関する事務を私人に委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月1日

奥州市長 郷 右 近 浩

- 1 委託した業務名  
奥州市水道料金収納等業務
- 2 受託者の名称及び主たる事務所の所在地  
第一環境株式会社東北支店
- 3 受託者の主たる事務所の所在地  
宮城県仙台市青葉区一番町四丁目6番1号
- 4 徴収又は収納できる公金の範囲
  - (1) 水道料金
  - (2) 水道分岐負担金
  - (3) 下水道使用料
  - (4) 農業集落排水施設使用料
  - (5) 市営浄化槽使用料
  - (6) 汚水処理施設使用料
  - (7) 給水装置工事に係る設計審査手数料
  - (8) 給水装置工事に係る工事検査手数料
  - (9) 給水装置工事事業者指定手数料
  - (10) その他諸収入（証明手数料、雑収益など市が指定する各種収入金）
- 5 受託者として指定した日（委託した日）  
令和8年4月1日